

論説

エジプト民法典における保険法関連規定¹⁾

東京大学教授

両角吉晃

I. 序

- 1 法源
- 2 保険契約の位置づけおよび規定の構成

II. 一般規定（第 747 条—第 753 条）

III. 生命保険（第 754 条—第 765 条）

IV. 火災保険（第 766 条—第 771 条）

V. イスラーム法と保険

I. 序

エジプト民法典は 1949 年に施行され、以後、エジプトにおける政治状況の変化にもかかわらず、根本的な改正を施されることなく、エジプトにおける民事法の基本法典として、現在に至るまで、適用されている²⁾。この民法典の中に含まれている保険に関連する規定の内容を紹介するのが本稿の目的である。

1 法源

最初に、法源という観点から見たエジプトの保険法制の特徴について論じる。

まず指摘できるのは、一般市民にとって最も重要な意味を持つ保険類型に関する規定が、民法典の中に置かれている、という点である。エジプト民法典の制定に当たってはフランス法が大きな影響を与えたとされているが、そのフランスで採用されている特別法による規制という方法とも異なり、また、かつての日本のように商法典に保険に関する規定を置くという方法とも異なる方式が選択されている³⁾。

保険法の法源に関して、より実質的な観点から指摘できるのは、エジプト民法の歴史の中で、現行エジプト民法典が初めて保険に関する規定を置いた、という点である。

現行民法典の制定過程を記録した司法省の文書⁴⁾は、各条文に関する記載の冒頭部分で、その条文が定めている法規定の内容を決めるにあたり参照された素材——あくまでも「参照」されたものであり、必ずしも「依拠」

1) 本稿の執筆は、東京海上各務記念財団から社会科学研究所助成を受けて行われたものである。ここに記して厚く感謝の意を表したい。

2) エジプト民法典の制定経緯および構成の概要、起草者サンフーリーについては、両角吉晃「エジプト民法典小史」東京大学法科大学院ローレビュー第 2 巻 151 頁 (2007) および両角吉晃『イスラーム法における信用と「利息」禁止』250-266 頁 (羽鳥書店, 2011) を参照。

3) もっとも、後述するとおり、規定の内容に関しては、フランス保険法の影響を強く受けている。

4) AL-ḤUKŪMAH AL-MIṢRĪYAH, WIZĀRAT AL-'ADL, AL-QĀNŪN AL-MADANĪ, MAJMŪ'AT AL-A'MĀL AL-TAḤDĪRĪYAH (N.D.)

されたことを意味しない——を列挙している(該当するものがある場合)。具体的には、エジプト旧民法典(混合裁判所用民法典ならびに国民裁判所用民法典)の条文、エジプトの判例、イスラーム法の文献に現れた諸規定への言及がなされている。イスラーム法は、民法典制定にあたり起草者が依拠した4つの源泉の一つとされ(他に、フランス法、比較法、エジプトの判例が挙げられている)、実際、イスラーム法の文献への言及は頻繁になされている。

しかし、ここで扱う保険関連条文については、旧民法典の中に保険に関する規定が存在しないという事情を反映して、「旧民法の規定：該当なし」という言及が続く⁵⁾。また、イスラーム法の文献が引用されることもない。これは、伝統的なイスラーム法学の中で保険制度に該当する制度が論じられることがなかったという事情によるが、問題はそれに限られない。そもそもイスラーム法において保険契約自体が正当な契約類型として受け入れられるのかという原理的な問題が存在しており、イスラーム法について深い造詣を持つ起草者サンフーリーもまた、当然ながら、その問題に意識的であった⁶⁾。

旧民法下では、法律に定めがなかったため、保険契約の法的規制は、諸外国の立法、中でも、1930年のフランス保険法、ならびに契約の解釈によることとなった。しかし、このような事態は、保険契約に伴う高度の専門性ゆえに、一方当事者である保険会社にとって有利な契約関係を生み出す原因となった。この問題に対処するため、また、同時に、保険会社の集める保険料の額の大きさとその

国家経済への影響とに鑑み、1939年に、保険業の規制・監督に関する最初の法律が制定された。また、現行民法典の制定に当たっては、保険会社と契約を結ぶ一般市民に特別な保護を与えることとされ、後述する通り、保険に関する民法の諸規定を片面的強行規定とする第753条が置かれるに至った⁷⁾。

草案の条文作成に当たっては、1930年のフランス保険法の他、1908年のスイス保険法などが参照された。

民法典の準備草案には、保険関係の規定として、99箇条が含まれていた(第1034条から第1132条まで)。しかし、最終草案を作成する過程で62箇条に減らされ(第779条から第840条まで)、さらに、元老院に付置された特別委員会での審議の過程でも条文が削除され、最終的に残ったのは、第747条から第771条までの25箇条だけとなった⁸⁾。

草案に存在していた条文の削除の理由は、大きく二つに分けられる。一つは一般原則の適用であり、あえて規定を置く必要がないというものである。もう一つは、保険に関する規定は時代に応じて変化にさらされるため、細部に関わる規定は特別法に任せた方がよい、という判断に基づくものである。

削除条文の多さからもうかがわれるが、保険に関する条文案は審議の過程で多々議論の対象となったようで、元老院民法委員会の第34回会合では、保険に関する規定の審議を最後に回すこととされた。そして、第53回会合において、短期的に変化を被ることのない一般原則および重要な規定のみを残すという決定がなされた⁹⁾。

この事態を受け、削除された条文の中に含

5) ただし、準備草案に存在していたが最終的に削除された条文に関しては、「該当なし」という記述の後で、強制加入労災保険に関する1942年の法律第86号に言及したものがある。なお、判例への言及も、少なくともこの冒頭部分では、なされていない。

6) この点についてはVで後述する。

7) MUHAMMAD KAMIL MURSĪ, SHARH AL-QĀNŪN AL-MADANĪ, AL-'UQŪD AL-MUSAMMĀH, 'AQD AL-TA'MĪN 12-13 (2005), 'ABD AL-RAZZĀQ AHMAD AL-SANHŪRĪ, AL-WASĪT FĪ SHARH AL-QĀNŪN AL-MADANĪ, AL-MUJALLAD AL-SĀBĪ, 'UQŪD AL-GHARAR, 'UQŪD AL-MUQĀMARAH WA-AL-RIHĀN WA-AL-MURATTAB MADĀ AL-HAYĀH WA 'AQD AL-TA'MĪN, AL-MUJALLAD AL-THĀNĪ 1098 (1964)。保険業の規制・監督に関する立法については、後掲注14)を参照。

8) MURSĪ, supra note 7, at 13-14, SANHŪRĪ, supra note 7, at 1161。ちなみに、準備草案の段階では約1600箇条あった条文が、制定された民法典では1149箇条に減らされている(なお、エジプト民法典には家族法関連規定が含まれていない)。全体の削減率と比較すると、保険法関連条文の削減率が極めて高いということがわかる。

9) MURSĪ, supra note 7, at 13-14, SANHŪRĪ, supra note 7, at 1161-62 note 1。

まれていた規定を法律で定めるため、政府が保険法草案を作成したが、立法には至っていない¹⁰⁾。このため、法律書に現れたエジプト保険法についての記述は、民法典の条文の他、削除された法案の諸規定や、旧民法時代以降フランス保険法などに依拠して形成されたエジプトの判例、さらには、フランスの学説や判例の引用をも含むのが通常である。

なお、民法典における保険関連規定は、すべての保険契約に適用されるわけではない。適用対象となるのは、基本的に、陸上保険たる私保険であるが、いわば相互保険や共済に該当する類型など、別個の制度趣旨に基づく保険については、その趣旨および特別法に反しない限りでのみ、民法典の保険関連規定が適用される¹¹⁾。海上保険については海商法の規定¹²⁾が適用され、さらにいわゆる公保険（社会保険）や強制加入保険¹³⁾についても、民法典の規定とは別個の法準則が存在する。保険業法に該当する分野¹⁴⁾や、それに関連する行政規定も含め、エジプトにおける保険関連法規は多々存在するが、本稿は、いわば研究の最初の一步として、民法典の条文に着目し、その内容を紹介するものである。

2 保険契約の位置づけおよび規定の構成

民法典の中で、保険契約に関する規定は、「第1部 債務および債権」、「第2編 典型契約」、「第4章 射倖契約¹⁵⁾」、「第3節 保険契約」の中で扱われている。保険契約の射倖性が、法典の構成の中で明示される形となっている¹⁶⁾。

第4章には、この他、第1節として「博戯および賭事」、第2節として「終身定期金」についての規定が置かれている。このうち、終身定期金については旧民法典の中にも条文があったが¹⁷⁾、第1節の「博戯および賭事」については旧民法典に条文がなく、第3節の「保険契約」同様、現行民法典で初めて規定が置かれることになった。

保険契約を扱った第3節は、大きく二つに分けられる。まず、第747条から第753条までに「一般規定」が挙げられ、その次に「保険のいくつかの種類」と題したセクションが続く¹⁸⁾。「保険のいくつかの種類」としては、「生命保険」と「火災保険」が挙がっており、それぞれ、第754条から第765条まで、第766条から第771条までを占めている¹⁹⁾。

10) SANHÜRĪ, *supra* note 7, at 1162, AḤMAD ABŪ AL-SA'ŪD, 'AQD AL-TA'MĪN BAYNA AL-NAZARĪYAH WA-AL-TATBĪQ : DIRĀSAH TAḤLĪLĪYAH SHĀMILAH 555 note 203 (2009).

11) 準備草案の中には、この適用範囲について定めた第1036条が存在していたが、この条文は審議の過程で削除された。MURSĪ, *supra* note 7, at 16-17.

12) 海商法（1990年法律第8号）第340条から第400条。

13) 自動車事故から生じる民事責任に備える強制加入保険に関する1955年法律第652号など。

14) エジプトにおける保険業の規制・監督に関する法律が存在する。1939年に最初の立法が行われ、数次の全面的改正を経て、現在は1981年法律第10号が適用される（1989年、1995年、1998年、2008年に部分的改正がなされている）。MURSĪ, *supra* note 7, at 13, SANHÜRĪ, *supra* note 7, at 1100-18, ABŪ AL-SA'ŪD, *supra* note 10, at 54.

15) アラビア語では、'uqūd al-gharar という。『危険』の契約」という意味である。ghararについては後述Vを参照。

16) エジプト民法典では、典型契約が一定のカテゴリーごとにまとめられており、他に「所有権にかかる諸契約」（売買、組合、消費貸借など）、「物の用益にかかる諸契約」（賃貸借、使用貸借）、「行為にかかる諸契約」（請負、雇用、委任など）、「保証」（保証）というカテゴリーがある。

17) 混合裁判所用民法典第586条から第589条まで、国民裁判所用民法典第480条から第481条まで。

18) 一般規定の後に個別の契約類型についての規定を置くという方式は、エジプト民法典の他の部分にも見られ、売買、賃貸借、寄託、保証について、同様の規定の仕方が採用されている。

19) なお、草案には責任保険についての規定も含まれており、その中には、保険者に対する直接請求権を被害者に認めた条文も存在していた。民法典の注釈書“al-Wasīṭ”に現れたサンフーリーの記述からは、これらの条文を「細部・詳細に関するもの」とみなして削除した委員会の決定に対し、サンフーリーが大いに不満を感じていたということがうかがわれる。SANHÜRĪ, *supra* note 7, at 1161-62 note 1.

II. 一般規定（第 747 条—第 753 条）

各条文の内容を紹介するのに先立ち、ここで用語の問題について論じる。

まず、保険はアラビア語で *ta'mīn* と表現される。これは、請け合う、保証する、保険によりある危険から生じる損害を保証する、という意味の動詞 *ammaṇa* の動名詞に該当する言葉である。条文には、この *ammaṇa* という動詞自体は現れず、契約名称としての *ta'mīn* という言葉²⁰⁾、ならびに、保険の当事者および対象物を指す専門用語として、この動詞の派生形が用いられている。

ちなみに、*ta'mīn* という言葉には、保証・担保という意味もあり、人的担保、物的担保は、*ta'mīnāt* (*ta'mīn* の複数形) という言葉を使って表現される（それぞれ、*ta'mīnāt shakhṣīyah*, *ta'mīnāt 'ayniyah*)²¹⁾。

さて、上記の通り、保険の当事者および対象物を指す専門用語として動詞の派生形が用いられるが、この用語法が、日本法で採用されている方式と異なっているため、注意が必要である。

民法典の条文にも、法学書の解説にも、*al-mu'amman la-hu* という言葉が頻出する。この言葉は、直訳すると、「そのものために保険による保証が行われるもの」という意味であり、言葉の文字通りの意味としては、これを被保険者と訳するのが適切であるように見える。ところが、実際には、この *al-mu'amman la-hu* という言葉は、*ṭālib al-ta'mīn*²²⁾ = 保険契約の当事者として保険料を払う義務を負う者、つまり保険契約者を指すこともあれば、*mustafid* = 受益者、つまり保険金受取人を指すこともあれば、*al-mu'amman 'alay-hi* = その上に保険による保証が行われるもの、つまり生命保険における被保険者²³⁾を指すこともある²⁴⁾。他方、日本法では、被保険者は、保険契約者や保険金受取人とは区別されている²⁵⁾。このため、*al-mu'amman la-hu* という言葉を「被保険者」と訳すと、用語法のレベルで混乱が生じることになり、適当ではない。

そこで、本稿では、多義的に用いられるこの *al-mu'amman la-hu* という言葉に、なじみのない表現ではあるが、保険契約関係者という言葉で当てることにする。実際には保険契約者を念頭に置いているケースが多いとい

20) *ta'mīn* は保険金・保険価額の意味で用いられることもある（例：第 761 条）。

21) 後掲の第 770 条第 1 項でも物的担保という用語が用いられている。

22) この表現は、直訳すると「保険を要請するもの」という意味であるが、文脈からすると、「保険契約の締結を要請する者」という意味で用いられている。

23) 条文では、生命保険の被保険者について、*al-mu'amman 'alā ḥayāti-hi* という表現が用いられることが多いが、*al-mu'amman 'alay-hi* という表現も用いられており（第 764 条第 1 項および第 3 項）、これを被保険者と訳した。なお、「その上に保険による保証が行われるもの」は、言葉の文字通りの意味としては、人に限定されない。実際、損害保険契約で保険の対象となる物（＝被保険者の経済的利害が存在する物）は、この表現を使って指示される（第 766 条第 2 項など）。つまり、その者・物についての危険が実現すると保険金支払義務が生じるような存在を「その上に保険による保証が行われるもの」という言葉で表現している。

24) MURSĪ, *supra note 7*, at 24-25, SANHŪRĪ, *supra note 7*, at 1170-71. なお、サンフーリーは、*al-mu'amman la-hu* という言葉について説明する際、それは、*ṭālib al-ta'mīn* でも、*al-mu'amman la-hu* でも、*mustafid* でもあり得る、としており（SANHŪRĪ, *supra note 7*, at 1170-74）、いわば広義の *al-mu'amman la-hu* と狭義の *al-mu'amman la-hu* とを使い分けている。

保険契約に関与する者の用語法については揺れがあり、概説書の中には、*al-mu'amman la-hu* を *ṭālib al-ta'mīn* と言い換えておきながら、*ṭālib al-ta'mīn* と *al-mu'amman la-hu*（ここでは明らかに被保険者の意味で用いられている）と *mustafid* の三者が同じ者であることもあれば、そのうちの二者が同じであることもあれば（通常の生命保険では *ṭālib al-ta'mīn* と *al-mu'amman la-hu* が同じ、債権回収確保のための生命保険では *ṭālib al-ta'mīn* と *mustafid* が同じ、自動車の所有者が不特定の運転者のためにかかる自動車保険では *al-mu'amman la-hu* と *mustafid* が同じ）、異なる三者であることもある（保険契約者が、自分の家族を被保険者とし、その死亡時に別の家族が保険金を受け取れるよう生命保険契約を締結する場合）、といった説明を付加するものもある。MUHAMMAD SHARĪF 'ABD AL-RAḤMĀN AḤMAD 'ABD AL-RAḤMĀN, 'AQD AL-TA'MĪN 180-81 (2006).

25) この三者が同じであるケースは当然あり得るが、そのことと、三者のうちの一つを指す用語を他の者をも指しうる用語として用いることとの間には、違いがある。

う点に鑑み²⁶⁾、保険契約という言葉を含む用語を採用した。

保険契約者に該当する *ṭālib al-ta'mīn* という表現については、上記の通り、直訳は保険要請者であるが、煩雑さを避けるため、保険契約者と訳すこととした。なお、この *ṭālib al-ta'mīn* という表現は、「第3節 保険契約」の条文の中では用いられていない。

al-mu'amman 'alay-hi は、被保険者または被保険物と訳した²⁷⁾。

まとめると、以下のようになる。

エジプト法		日本法
保険者		保険者
保険契約 関係者	保険契約者	保険契約者
	受益者	保険金受取人
	被保険者	被保険者

なお、*al-mu'amman min-hu* という表現もある。これは、それに備えて保険による保証が行われるもの、そこから生じる損害を避けるために保険による保証が行われるものという意味である。本稿では、保険対象物という訳を当てた。この表現は、実際には、事故または危険という言葉との組合せで用いられ、保険対象事故または保険対象危険という形で現れる。

以下、条文番号順に翻訳を掲げる²⁸⁾。条文によっては、空白行の後で、簡単に説明を加えてある。

第 747 条

保険契約は、保険者が、保険契約関係者[に対して]または保険がその者の利益を定めるところの受益者に対して、一定額の財物または定期給付物またはその他何らかの財産上の

対価を、事故の発生[時]または契約に定められた危険の実現時に、保険契約関係者が保険者に対して支払う保険料またはその他何らかの財産上の支払と引き替えに、支払う義務を負う契約である。

保険契約の定義規定である。できるだけ原文の順序を変えずに訳したので、このままだとわかりにくいのが、ポイントは、保険者が、保険料その他の財産的支給と引き替えに、保険対象事故発生時に、保険契約者または受益者に対し財産的対価の給付を行う、という点にある。

条文の文言からは、いずれの対価も金銭以外の財物であり得るように読める。しかし、保険料については、「保険契約関係者は、保険料を金銭で支払わなくてはならない」とされる²⁹⁾。保険金についても、「保険契約の準則として、賠償は金銭で支払わなくてはならない」とされており³⁰⁾、また、例外的に金銭以外の財物の給付を約した場合であっても、最終的に保険者が支払うのは金銭になる、とされている³¹⁾。保険法を扱った著作の中では、基本的に、金銭が対価として念頭に置かれている。

第 748 条

この法律に言及されていない保険契約に関する諸準則は、特別法が規定する。

第 749 条

保険の目的となるのは、特定の危険が発生しないことから個人に帰属するすべての合法的な経済利益である。

26) たとえば、第 757 条第 2 項に現れた保険契約関係者は、保険契約者のみを指すということが明白である。

27) 前掲注 23) において、損害保険契約では、保険の対象となる物を *al-mu'amman 'alay-hi* という表現で指示すると述べたが、当該物に対する損失が損害保険によりカバーされることについて利益を持つ者のことを同じ表現で指示する用法もある(条文には出てこないが、MURSI, supra note 7, at 218 に動詞の形で使用された例が見られる)。そこで、損害保険についても、この表現が人について用いられた場合には、被保険者と訳した。

28) 条文中の [] に囲まれた部分は、日本語として理解しやすいように筆者が補った部分である。() に入っているのは、条文の内容を明らかにするために筆者が説明を加えた部分である。

29) MURSI, supra note 7, at 126.

30) もちろん、例外は認められており、火災保険、特に相互保険の場合に、金銭支払でないケースもあるということが指摘されている。MURSI, supra note 7, at 216.

31) SANHURI, supra note 7, at 1149.

第 750 条

保険証書に現れた以下の諸条項は無効となる。

(1) 法律および行政立法への違背を理由として保険における権利が消滅することを定めた条項。ただし、この違背が重罪または故意による軽罪を包含するときを除く。

(2) 保険契約関係者による保険対象事故の官庁への通報〔の遅滞〕および書類の提出の遅滞を理由として、状況からその遅滞には正当な弁明事由があったことが明らかである場合でも、保険契約関係者の権利が消滅することを定めた条項。

(3) 明白な形で目立つように示されていない印刷条項で、無効および〔権利〕消滅を発生させる状況に関するものすべて。

(4) 仲裁条項が、〔保険〕証書の中において、一般条項とは区別された特別の合意という形式をとらずに、印刷された一般条項の中に現れているときの、その仲裁条項。

(5) その他の濫用的条項で、それへの違背が保険対象事故の発生に対し何らの影響を及ぼさないということが明らかなるものすべて。

保険証書に現れた濫用的条項に関する規定である。この規定は、民法典制定以前、当事者間の不平等な立場を利用して行われていた濫用的な保険契約運用に対して法的な規制をかけるために作られたものである。起草者サンフーリーによると、この5つの類型のうち、(1)と(2)は契約の実質に配慮したもの、(3)と(4)は契約の形式に配慮したものである。ま

た、(5)は当初草案にはなかったものであり、審議の過程で、濫用条項についての一般ルールとして挿入された³²⁾。

保険証書 (*wathīqat al-ta'mīn*) とは、保険契約の内容を証する文書で、特定の形式は要求されていないが、その中に含まれるべき重要な記載事項として、当事者、証書署名の日付、保険対象事故、保険による保証の開始日、保険料、保険金、保険期間が挙げられる³³⁾。

(1)で「重罪または故意による軽罪」が除かれるのは、これらの犯罪を構成するのはいずれも意図に基づく行為であり、したがって、そもそも保険の対象にならない、という理由による。したがって、「この違背が重罪または故意による軽罪を包含するとき」には、当該条項が有効になり、保険契約における権利が消滅しない、という帰結がもたらされるわけではない³⁴⁾。

(2)の「書類の提出」は、保険契約関係者が保険対象事故に関する書類を保険者に提出する必要がある場合を念頭に置いている。たとえば、書類の提出の遅れにより、責任保険の保険者が訴訟を遂行するに際して支障が生じ、不必要な負担を負うことがないようにするための規定である。このような場合でも、書類提出の遅れに正当な事由があれば、契約条項に依拠して保険契約関係者の権利の消滅を主張することはできないということになる³⁵⁾。

(5)に該当する例として、運転免許の更新を怠った場合には保険による保証の対象にならない旨の条項について、運転免許の更新懈怠は行政規定への違反であり、それが事故の発

32) SANHŪRĪ, *supra* note 7, at 1242-45.

33) MURSĪ, *supra* note 7, at 80-81. 準備草案の第 1058 条には、保険証書の必要的記載事項についての規定があったが、これも削除された。MURSĪ, *supra* note 7, at 83-84. また、準備草案の第 1048 条には、保険証書への両当事者の署名と保険証書の保険契約関係者への交付とをもって保険契約の締結要件とする規定があったが、これも細部・詳細に関する規定として、削除された。MURSĪ, *supra* note 7, at 74. 保険契約は法律上は諾成契約とされているが、実際には、約款の定めにより、保険者が署名した保険証書の保険契約関係者への交付（および保険契約関係者の署名）をもって契約締結とするのが通常である（さらに、場合によると、初回の保険料支払をも契約締結要件として付加することがある）。SANHŪRĪ, *supra* note 7, at 1202-03. なお、これも条文には規定が存在しないが、契約締結までに時間を要する場合、それまでの期間も保険による保証がなされるよう、暫定覚書（フランス法の *note de couverture* に該当する）を交付する場合がある。MURSĪ, *supra* note 7, at 87-88, SANHŪRĪ, *supra* note 7, at 1182-87.

34) SANHŪRĪ, *supra* note 7, at 1243-45. 意図してなされた行為が保険の対象にならないという点は、MURSĪ, *supra* note 7, at 220 にも明言されている。第 768 条第 2 項も参照。

35) SANHŪRĪ, *supra* note 7, at 1243, 1335-36.

生に寄与していない限り、濫用条項になるとして、その効果を否定した判決が挙げられている³⁶⁾。

第 751 条

保険者は、保険価額を超えないことを条件に、保険対象危険の発生から生じる損害のみを保険契約関係者に対して賠償する義務を負う。

保険者は、合意された保険価額（保険金額）を超える保険金を支払う義務を負わない。人保険の場合は、合意された保険金額を払わなくてはならないが、物保険の場合には、実際に生じた損害の範囲でのみ、保険金を支払う義務を負う。保険契約関係者（正確には被保険者）が損害保険契約により利得することを禁止する原則を明らかにした条文である³⁷⁾。

第 752 条

第 1 項 保険契約から生じる訴権は、この訴権を生じさせた事故の発生から 3 年が経過することで時効により消滅する。

第 2 項 ただし、この条文は、

(ア) 保険対象危険についての説明が隠された場合、またはこの危険についての不実の説明もしくは詳細さを欠く説明が提示された場合には、保険者がそれを知った日からのみ、

(イ) 保険対象事故が起きた場合、利害関係者がそれを知った日からのみ、適用される。

通常の契約から生じる債権の消滅時効期間が 15 年であるのに比べると、保険関係の債権の消滅時効は短く設定されているということがわかる³⁸⁾。

第 753 条

本節に現れた条文の諸準則に反する合意は、保険契約関係者の利益になるものまたは受益者の利益になるものを除き、すべて無効となる。

民法典に現れた保険に関する諸規定が片面的強行規定であることを定める³⁹⁾。

Ⅲ. 生命保険（第 754 条—第 765 条）

第 754 条

生命保険において、保険者が、保険対象事故発生時または保険証書に定められた期限の到来時に、保険契約関係者または受益者に対して支払わなくてはならない額は、事故発生の時または期限の到来の時から、保険契約関係者または受益者が被った損害を証明することなしに、請求可能となる。

第 755 条

第 1 項 他人の生命の保険は、当該他人が契約締結の前に文書によりそれに同意していない限り、無効である。この他人が行為能力の要件を満たしていないときは、その者を法的に代理する者の同意によってのみ、契約は有

36) SANHÜRĪ, *supra* note 7, at 1245 note 3. 1940 年 6 月 26 日の混合裁判所控訴審判決。

37) MURSĪ, *supra* note 7, at 110-13.

38) 第 374 条：債務は、法律に特別な規定が存在する場合および以下の例外を除き、15 年が経過することによって時効にかかる。

なお、不法行為から生じる債務は、3 年で時効にかかる（第 172 条第 1 項：不法行為により発生する賠償の訴権は、損害を被った者が損害の発生とそれに責任を負う者を知った日から 3 年が経過することで、時効によって消滅する。この訴権は、いかなる状況においても、不法行為が行われた日から 15 年が経過することで消滅する）。

39) この点については、I 1 で言及した。なお、「本節」が保険に関する規定を置いた第 3 節全体を指すということは、文理上、明らかである。また、サンフーリーは、本条について言及した注釈書の記述において、「保険契約に関する [この] 法律の諸条文の諸準則に反する合意で、保険契約関係者の利益にならないものまたは受益者の利益にならない合意すべて」が無効になるとしており（SANHÜRĪ, *supra* note 7, at 1209）、条文の片面的強行規定としての性格が一般規定だけに限定されるものではない、ということが読み取れる。判例も同様に解しており、たとえば、火災保険についての第 767 条に第 753 条の適用があるということは当然の前提となっている（ABD AL-RAHĪMĀN, *supra* note 24, at 177-78 に引用された 1984 年 6 月 10 日のエジプト破産院判決）。

効となる。

第2項 この同意は、保険からの受益の権利の移転または当該権利への質権設定が有効となるためにも必要である。

言うまでもなく、他人の生命の保険契約に付随する様々な不都合を排除するための規定である。契約締結時のみならず、受益の権利の移転やその権利への質権設定を行う時にも同意が必要であるということを明記している。

第756条

第1項 生命保険の被保険者⁴⁰⁾が自殺したとき、保険者は、保険金⁴¹⁾の支払債務から解放される。ただし、保険者は、その権利が帰属する者⁴²⁾に対して、保険積立金の価値に等しい額を支払う義務を負う。

第2項 自殺の原因が、病人の意思能力を失わせるような病気であった場合には、保険者の債務は完全に存続する。保険者は、生命保険の被保険者が自殺したということを証明しなくてはならない。受益者は、生命保険の被保険者が自殺したときに、意思能力を喪失していたということを証明しなくてはならない。

第3項 人の自殺が自発的・意識的に起きたときであっても保険者は保険金支払の義務を負うという条項が保険証書に含まれていた場合、この条項は、自殺が契約の日から2年経過した後に行った場合にのみ効力を有する。

保険金目的で行われる自殺を防止するための規定である。

第757条

第1項 保険が保険契約関係者以外の者の生命についてのものである場合、保険契約関係者が意図的にその者の死を引き起こしたと

き、または保険契約関係者の挑発によりその死が生じたとき、保険者はその債務から解放される。

第2項 生命保険が保険契約関係者以外の者の利益のためにするものである場合、この者が被保険者の死を意図的に引き起こしたとき、またはその者の挑発によりその死が生じたとき、その者は保険から受益することができない。この者が行ったことが、死の発生の未遂でしかなかった場合、保険契約関係者は、仮にその受益者が自らの利益になる保険にすでに同意していたとしても、受益者を別の者にかえる権利を有する。

保険金目的で行われる殺人を防止するための規定である。

第758条

第1項 生命保険においては、保険金を特定の者たち[に対して]または保険契約関係者が事後に指定する者たちに対して支払うよう、合意することができる。

第2項 保険契約関係者が、[保険]証書の中で、その配偶者、またはその子たち、またはその卑属たちのうちすでに生まれた者およびまだ生まれていない者、またはその相続人たちのために保険[契約]が締結された旨を、その者たちの名前に言及することなく、示した場合、保険[契約]は特定の受益者たちのために締結されたものとみなされる。保険が、その名前に言及することなく相続人たちのために締結されたものであった場合、これらの者たちは、それぞれ相続持分の割合に応じて保険金に対する権利を有する。仮に彼らが相続を放棄した場合であっても、彼らはその権利を保持する。

第3項 配偶者とは、保険契約関係者の死亡の時点でその地位にあったことが確認される者をいう。子たちとは、その時点で相続の権利を持つことが確認される者をいう。

40) 正確には、「その生命の上に保険による保証が行われる者」であるが、「生命保険の被保険者」と訳した。前掲注23)を参照。

41) 原文では、「保険の一定額」という表現が用いられているが(「一定額」は第747条に出てくるのと同じ言葉)、「保険金」と訳した。第747条の解説を参照。

42) 「その権利が帰属する者」とは、受益者のことである。SANHÜRĪ, *supra* note 7, at 1470-73.

保険金受取人の指定方法に関する規定である。「特定の者」というのは、氏名を挙げて指定するのではなく、続柄等、その者の属性に着目して指示された者を意味している。

相続人を受取人として指定することが許される反面、相続と保険金受取とは別個の権利に基づくということが明らかである。

準備草案の第 1090 条は、保険金は保険契約者の遺産に属さず（第 1 項）、また、保険契約関係者の債権者は、保険金からの弁済を主張することができず、ただ、保険契約関係者の財産状況に照らして支払われた保険料の金額が過大であるということが証明された場合にのみ、返還を請求することができる（第 2 項）、と定めていたが、これも一般原則の適用に過ぎないとして、削除された⁴³⁾。債権者は、保険料額の過大さを根拠に、詐害行為取消権を行使することになる⁴⁴⁾。

第 759 条

定期保険料を支払う義務を負う保険契約関係者は、いつでも、当該定期期間の終了前に保険者に対して送付された文書により通告を行うことで、契約を解除することができる。この場合、保険契約関係者は、その次の定期保険料を支払う債務から解放される。

第 760 条

第 1 項 生命保険の被保険者が特定の期間生存していることを条件とすることなく、生存中の [全] 期間を対象として締結された契約において、および、特定の年数の経過後に保険金を支払うことが約定されたすべての契約において、保険契約関係者は、少なくとも 3 回の年間定期保険料を支払済みの場合、保険金の価額の引き下げと引き替えに、支払済みの保険証書をもって元の保険証書に代えることができる。たとえ、これとは異なる合意がなされていたとしても、である。これは、すべて、保険対象事故の発生が確実であるとい

うことを条件とする。

第 2 項 生命保険契約は、期間の定めのある場合、[保険金] 引き下げの対象とならない。

保険金の引き下げ (takhfiq) 制度についての規定である。保険金の支払が確実である場合（したがって、期間の定めのある場合は除かれる）、保険契約関係者は、保険料支払を停止して、より低い金額の保険金を受け取るようにすることができる、という制度で、1930 年のフランス保険法第 75 条第 3 項に倣ったものとされる。3 回の保険料支払が条件とされるのは、3 回分を支払うと、積立金から契約費用を引いても残金が残る状態になるからであると説明される。3 回を超える支払回数を予め契約で合意しておくことは許されない。保険金の引き下げの法的性質については、既存の契約の効力を維持したままその内容を変更するものなのか、それとも契約の更改に当たるものなのか、フランスでは見解に対立があったが、エジプト民法典の規定は更改説に依拠するものとされている。なお、引き下げと類似の制度として契約の精算も挙げられるが（第 762 条参照）、引き下げの方が保険者にとって有利となる。なぜなら、引き下げの場合、保険金の支払満期は同じであるのに対し、精算の場合は直ちに払い戻す必要があるからである。ただし、引き下げを行った場合の満期について別の合意があれば、それによることとされる⁴⁵⁾。

第 761 条

保険 [金] の引き下げを行う場合、以下の制限を下回ってはならない。

(ア) 生存中の [全] 期間を対象として締結された契約においては、引き下げられた保険金は、引き下げの日における保険積立金に等しい額を支払っていたのであれば保険契約関係者が請求可能であったはずの価額から、元の保険金の 1 パーセント分を減額された価

43) MURSI, supra note 7, at 366-67.

44) MURSI, supra note 7, at 362. エジプト民法典には「詐害行為取消権」に関する規定があり（第 237 条-第 243 条）、そこに定められた条件を満たせば、債権者は「当該処分が自らに対して対抗力を持たないことを要求することができる」（第 237 条）。

45) MURSI, supra note 7, at 371-75.

額を下回ってはならない。その際、この〔保険金の〕額は、同種の保険において一括して支払われなくてはならない保険対価であって、元の保険契約において遵守される保険料金表に従い支払われなくてはならない保険対価である、という前提に基づく。

(イ) 特定の年数の経過後に保険金を支払うことが約定された契約においては、引き下げ後の保険金は、本来の保険金のうちの支払済み保険料に相当する部分を下回ってはならない。

第 762 条

第 1 項 保険契約関係者は、少なくとも 3 回の年間定期保険料を支払っている場合、保険事故の発生が確実であるということを条件として、保険を精算することもできる。

第 2 項 生命保険契約は、期間の定めのある場合、精算の対象とならない。

第 763 条

引き下げおよび精算の諸条件は、保険の一般条項の一部とみなされる。それらは、保険証書の中に規定されていなくてはならない。

第 764 条

第 1 項 生命保険の被保険者の年齢に関する不実の説明および錯誤は、契約の無効を帰結しない。ただし、被保険者の本当の年齢が、保険料金表の定めている一定の制限を超している場合を除く。

第 2 項 その他すべての場合において、〔被保険者の年齢に関する〕不実の説明および錯誤により、合意された保険料が、支払わなくてはならなかった保険料よりも少ないということになったときには、本当の年齢に基づいて支払う必要のあった保険料と合意された保険料との比率に応じて引き下げられた保険金を支払わなくてはならない。

第 3 項 支払の合意された保険料が、生命保険の被保険者の本当の年齢に基づいて支払う必要のあったものよりも多い場合は、保険者は、自らの取得した増加分を利息なしに返還

する義務、ならびに、以降の保険料を、被保険者の本当の年齢に即した程度（＝金額）にまで減額する義務を負う。

第 765 条

生命保険においては、保険金を支払った保険者は、保険対象事故を引き起こした者またはこの事故について責任を負う者との関係で保険契約関係者または受益者が有する権利について、彼ら（＝保険契約関係者または受益者）に代位する権利を持たない。

保険金は、保険契約関係者が支払った保険料により構成される積立金から生じる権利であり、後述の損害保険（火災保険）の場合と異なり、代位の生じる余地がない⁴⁶⁾。

IV. 火災保険（第 766 条—第 771 条）

第 766 条

第 1 項 火災保険において、保険者は、火災から〔生じる損害〕、または、完全な火災になり得る初期火災から〔生じる損害〕、または、実現するかもしれない火災の危険から生じる損害のすべてについて責任を負う。

第 2 項 彼（＝保険者）の債務は、火災から直接発生する損害に限定されず、その必然的な結果であるところの損害をも包含する。特に、救助の手段を採用したことを原因として〔生じた損害〕、または、延焼を防ぐために生じた損害であって、被保険物が被る損害がそうである。

第 3 項 彼（＝保険者）は、火事の最中における被保険物の喪失または消滅についても、それが窃盗の結果であるということが証明されない限り、責任を負う。これはすべて、これと異なる合意があったとしても、である。

第 767 条

保険者は、たとえ被保険物の瑕疵ゆえに火事が生じた場合であっても、この火災から発

46) SANHÜRĪ, supra note 7, at 1496.

生じた損害の賠償を保証する。

第 768 条

第 1 項 保険者は、保険契約関係者の意図的ではない非行から生じた損害について責任を負う。同様に、突発事故または不可抗力から発生する損害についても責任を負う。

第 2 項 保険契約関係者が意図または詐欺に基づいて生じさせた損失および損害については、たとえ異なる合意がなされていたとしても、保険者はそれについて責任を負わない。

第 769 条

保険者は、保険契約関係者が監督責任を負う者たちが引き起こした損害について責任を負う。彼らの非行の種類および程度が異なるものであったとしても、である。

第 770 条

第 1 項 被保険物が、質権、担保となる抵当、その他の物的担保の負担⁴⁷⁾を伴うものであった場合には、これらの権利は、保険契約に依拠して債務者が請求することのできる賠償〔の請求権〕に転化する。

第 2 項 これらの諸権利が公示されていた場合、あるいは、たとえ書留文書によってであれ、保険者に対して通告されていた場合は、彼（＝保険者）は保険契約関係者に対して負っている債務を債権者たちの同意なしに支払うことができない。

第 3 項 被保険物が差し押さえられた場合、または、この物が供託に付された場合、保険者は、前項に定められた方法によりそれについて通告を受けたときは、保険契約関係者に

対して、その債務を支払うことができない。

第 771 条

保険者は、火災から生じた損害賠償で自らが支払ったものにつき、その行為によって損害——保険者の責任を発生させた損害——を引き起こした者に対して保険契約関係者が有していた訴権において、法律上、代位する。ただし、損害を生じさせた者が、保険契約関係者と家計を同じくする保険契約関係者の親族もしくは姻族、またはその行為について保険契約関係者が監督責任を負う者でない限りにおいてである。

V. イスラーム法と保険

本稿が主に扱うのは、*エジプト民法典*に現れた保険関連条文であるが、エジプトを含むイスラーム地域においては、近代的な保険制度について、イスラーム法の諸準則に照らしてそれが適法と認められるか、という問題が議論されてきた。人口の一定割合以上がムスリム（イスラム教徒）である地域においては、特定の国家との人的・地理的繋がりを根拠に適用される国家法（ならびに国際法）と、ムスリムであるがゆえに遵守しなくてはならない、いわば信徒の行動規範としてのイスラーム法との間に緊張関係があり、一方で合法とされるものが他方で非合法とされるケースは決して少なくない。「利息」の問題は、まさにその例である。保険制度についても、それが特定の国家の実定法において合法的とされていても、イスラーム法上は許されない、という判断がこれまで多々下されてきた。

47) 「担保となる抵当」と訳した部分は、原文では、*rahn ta'mīnī* という表現が使われている。これは、保険質と訳すこともできる表現であるが、民法の概説書には、この部分について特殊な形態の担保権を想定していると解釈できる記述は現れず、むしろ、通常の物的担保である、抵当権、裁判上の抵当権 (*ḥaqq ikhtīṣās*)、質権、先取特権 (*ḥaqq imtiyāz*) が負担の例として挙げられている（担保権設定と保険契約の先後を問わない。留置権は除かれる。SANHŪRĪ, *supra note 7*, at 1568, 'ABD AL-RAḤMĀN, *supra note 24*, at 369）。そこで、ここでは、*rahn ta'mīnī* を「担保となる抵当」と訳した。

なお、アラビア語では、質権および抵当権を両方とも包含する *rahn* という言葉があり、これに形容詞を付加して、質権 (*rahn ḥiyāzī* = 占有の *rahn*) および抵当権 (*rahn rasmi* = 公式の *rahn*) とを区別する。

民法概説書に掲載された保険関連条文の仏訳では、この *rahn ta'mīnī* に該当する訳語は現れない（'Si la chose assurée se trouve grevée d'un gage, d'une autre sûreté réelle,' と訳されている。MURSĪ, *supra note 7*, at 458。おそらく、「質権、担保となる抵当」の双方を *gage* という言葉でまとめて表現していると推測され、そうであるとすれば、保険質のような特殊な類型の担保が問題になっているわけではないということがここからも裏付けられるように思われる。

この問題、すなわち、イスラーム法の諸規定に照らして、近代的な保険制度は法的にどのような位置付けを与えられるのか、という問題は、それ自体が非常に重要な問題であり、独立かつ詳細な考察の対象になるべきであるということはいまでもない。ここでは、現行の保険法関連規定を扱った著作の中に現れた本問題についての言及を紹介するとどめる。

近代に入り、保険制度が導入された結果、保険制度がイスラーム法に照らして適法なものとして認められるか否かについて、様々な見解が唱えられてきた。エジプトでは、国家によって指名されたムフティーが保険に関する多数のファトワー⁴⁸⁾を下しているが、その中には、保険契約を合法として認めるものもあれば、その適法性を否定するものもある。

保険契約を適法としたファトワーとしては、イスラーム改革運動の指導者として有名なムハンマド・アブドゥのファトワー（1901年）が知られている。問題となったのは、死亡保険契約と生存保険契約を組み合わせたタイプの生命保険契約について、支払った保険料の金額に、その運用利益を加えた額を保険金として支払う（受け取る）ことが、イスラーム法の規定に照らして適法と認められるか、という点であった⁴⁹⁾。この問題に対し、アブドゥは、利益を加えた額を保険金として受け取るとは許される、と述べ、その理由として、これは一種のムダーラバ⁵⁰⁾であるという説明を行っている。

他方、同じくエジプト国のムフティーであったアブドゥルラフマーン・クッラーアが1925年に発したファトワーでは、火災保険

が問題となった。クッラーアの結論は、このような契約はイスラーム法に照らして許されない、というものであった。その理由としては、以下の点が挙げられている。まず、イスラーム法においては、物の保証は、保証契約か、侵害・損壊に対する賠償という形でのみ可能であるが、火災保険契約は、保証契約でも、侵害・損壊に対する賠償でもない。なぜなら、保証契約の場合、保証の対象となる物（いわば被保険物）を、保証者の手元に移すよう引渡が必要であるとされているが、保険契約では、そのような引渡がなく、また、保険会社自身が保険の目的物を侵害・損壊しているわけでもないからである。さらに、火災保険契約はムダーラバでもあり得ない。その理由として、ムダーラバで事業活動に従事する者は、出資者の拠出した財産を出資者のために使用する必要があるとされるのに対し、保険会社は自らのためにその財産を使うことになっている、という点が挙げられる。そして、実現するかどうかかわからない危険にかかっている契約は賭博契約であって、有効な契約ではない、という点にも言及される⁵¹⁾。

起草者サンフーリーは、当然ながら、この問題に意識的であった。

サンフーリーによると、保険契約には、保険者と（特定の）保険契約関係者との関係という側面と、保険者と保険契約関係者集合体との関係という側面との、二つの側面があるとされる。そして、前者だけを念頭に置いて保険契約を見るならば、それは賭博と同じであり、賭博同様、禁じられるべきものである、とする。他方、後者を念頭に置くならば、保険は、多数の人々の間で精緻に組織化された

48) 法学上の問題に対して法学者が下した回答をファトワーといい、このファトワーを出す法学者をムフティーと呼ぶ。通常、優れた能力を持つ法学者がムフティーとして活動するが、国家が指名するムフティーに限られず、その学識ゆえに学者や一般信徒に尊敬される法学者がムフティーとして活動することもある。

49) MURSĪ, *supra* note 7, at 26, SANHŪRĪ, *supra* note 7, at 1087-88 note 1. なお、引用されたアブドゥのファトワーの文面には現れないが、この運用利益を加えた額の支払（受取）が問題とされたのは、それがイスラームで禁じられたリバー（利息）に該当するのではないか、という疑義に基づくと思われる。

50) *muḍārabah*. イスラーム法上の契約類型の一つで、出資者が資金を提供し、事業従事者がそれを運用して利益を上げることを目的とする。得られた利益は、予め決められた割合に従い、出資者と事業従事者との間で分配される。分配された利益は利息とは異なるので合法である、とみなされるわけである。ムダーラバは、イスラーム金融における手法の一つとして活用されている。

51) MURSĪ, *supra* note 7, at 27-28, SANHŪRĪ, *supra* note 7, at 1088 note 1. なお、ここに示された理由付けは、同じくエジプト国のムフティーであったムハンマド・バヒート・アル・ムフティーイーの見解を踏襲するものとされている。ABŪ AL-SA'ŪD, *supra* note 10, at 17-18.

協力関係であり、保険会社はそれを実現するための手段に他ならない、とする。そして、そのような協力関係を実現するための仕組みである保険契約が、どうして非合法とされうるだろうか、と述べている⁵²⁾。

保険契約を不適法とする様々な理由付けについては、サンフーリーは、以下のように答えている。すなわち、公保険と私保険との基礎は同じであり、前者を合法とするならば、後者も合法と判定しなくてはならない。保険は賭事ではなく人々の協力である。保険契約は危険の契約 (*'aqd al-gharar*) であるから許されないという点⁵³⁾については、危険の中には必要性ゆえに許容されるものがあるというマーリキー派 (スンニー派イスラーム法学派の一つ) の見解を援用している。また、リバー (利息) については、この問題は保険契約に限らず、他の取引にも共通する問題であると述べた上で、穏当な率の利息であれば、経済制度の中での必要性が存続する限り、許容される、とする。また、保険契約は新しいタイプの契約であり、イスラーム法学において知られている契約との類推でこの契約を捉えるのは間違っているとした上で、イスラーム法においては、既存の契約に含まれない新しい契約類型が禁止されているわけではない、と主張する⁵⁴⁾。

このように、保険契約については、イス

ラーム法学の専門家により、異なる見解が主張されている。現状では、営利目的の保険は許されないが、社会保険および相互扶助のための保険は許される、という見解が優勢であると思われるが⁵⁵⁾、あらゆる種類の保険 (すなわち、営利目的の保険も含む) がイスラーム法において許される、とするファトワーも存在する⁵⁶⁾。イスラーム法における保険の適法性について、統一的な見解は形成されていない、というのが現状である。

保険制度のイスラーム法における合法性の問題は、それ自体としては、イスラーム法の問題である。しかし、イスラーム法とエジプト法とは、現行のエジプトの法制においても、切り離されているわけではない。現行憲法 (2014年制定) の第2条には、「イスラーム法の諸原則は、立法の(唯一の)主要な源泉である」という規定が存在しており⁵⁷⁾、将来、保険に関する特別法が制定される運びになった際、この条項の存在ゆえに、保険契約が「イスラーム法の諸原則」に反するかどうかという問題が、実際上の重大問題として議論されることになる可能性は否定できないと思われる。

(もろずみ・よしあき)

52) SANHŪRĪ, *supra* note 7, at 1087 note 1.

53) イスラーム法には、危険 *gharar* を伴う契約の効力を認めない、というよく知られたルールが存在する。この危険は不確定性を意味すると理解されており、多大な不確定性 *gharar fāhish* を伴う契約は無効であると説明されている。たとえば、WAL B. HALLAQ, *SHARĪ'A: THEORY, PRACTICE, TRANSFORMATIONS* 244-45, 262, 264, 286 (2009)。このため、保険契約のように、保険金の支払の有無およびその時期が不確定であるような契約は、そこに存在する不確定性ゆえに、賭博同様、許されない、という見解が存在するわけである。

54) SANHŪRĪ, *supra* note 7, at 1089-90 note 1.

55) この点について統計的な根拠を示すことは困難であるが、たとえば、1965年の第2回ムスリム学者会議、1972年の第7回ムスリム学者会議、1978年のイスラーム法学大会においてこの見解が支持されたということが紹介されている。MARKAZ AL-DIRĀSĀT AL-FIQHĪYAH WA-AL-IQTISĀDĪYAH, MAWSŪ'AT FATĀWĀ AL-MU'ĀMALĀT AL-MĀLĪYAH LI-L-MAŠĀRIF WA-AL-MU'ASSASĀT AL-MĀLĪYAH AL-ISLĀMĪYAH, AL-MUJALLAD AL-ĀSHIR 170-71 (2010)。

56) エジプトファトワー発布庁の出した1997年5月17日のファトワー。なお、エジプトファトワー発布庁は、このファトワー発布に先立ち、すべての種類の営利保険について、保険会社の作成した保険証券を検討した上で、ほとんどの約款はイスラーム法に反しないとしつつ、一部の約款について削除・修正を求める決定を下している。ABŪ AL-SA'ŪD, *supra* note 10, at 33-37.

57) 1970年憲法で初めてエジプトに導入されたイスラーム法条項は、1981年の憲法改正により、「主要な源泉」が定冠詞により修飾された結果、「(唯一の) 主要な源泉」という意味合いを獲得するに到ったと考えられている。この点につき、詳細は、両角・前掲注2)「エジプト民法典小史」162-163頁を参照。2012年憲法においては、イスラーム法が立法を拘束する度合いはさらに大きくなったと考えられたものの、2014年憲法の制定により、少なくとも条文レベルでは、1981年憲法と同じ状態に復帰することになった。